

金・プラチナ取引クレジットカード決済約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する貴金属地金の売買及びその委託（以下「金・プラチナ取引」といいます。）における定額積立（毎月一定の日にお客様が指定する同種の貴金属地金を同金額で買い付ける取引をいいます。以下同じ。）のうち、クレジットカードのクレジット枠を利用した決済（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

（定額積立）

第2条 お客様は、本約款及び「金・プラチナ取引規定」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

（他の規定等の準用）

第3条 この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「金・プラチナ取引規定」、「金・プラチナ取引ルールについて」「投資信託積立取引クレジットカード決済約款」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

（ご利用の申込み）

第4条 お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。当社の定める要件を充たした申込につき、当社は、本サービスの利用を承諾します。

（ご利用可能なクレジットカード）

第5条 本サービスにおいて、お客様が利用できるクレジットカードは、お客様の当社における証券総合取引口座と名義が同一のものに限ります。

2 本サービスにおいて、お客様が利用できるクレジットカードは以下のとおりです。

① 楽天カード（提携カードを含む。）※複数のカード登録はできません。

（本サービスの取引形態）

第6条 本サービスをご利用になるお客様は、当社の定める毎月一定の日にお客様の指定する貴金属地金の買付金額（以下「設定金額」といいます。）をクレジットカード会社を通して支払わせることにより決済するものとします（以下「クレジットカード決済」といいます。）。その際、当社はクレジットカード会社に対して与信照会を行い、クレジットカード会社より与信結果を受理又は確認後、クレジットカード会社が当社の証券総合取引口座に支払う立替金を基に貴金属地金の買付けを行います。但し、当社又はクレジットカード会社でシステム障害等の不可抗力事由が発生し、当社の証券総合取引口座に支払われる立替金の入金が遅延した場合は貴金属地金の買付けが行われない場合があります。

2 お客様は、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で設定金額を指定するものとします。

- 3 本サービスを利用した定額積立の1銘柄あたりの1か月間の設定金額の上限は10万円を限度とします。

(設定の解除)

第7条 お客様は、当社の定める方法によって、定額積立の設定を解除することができます。

- 2 クレジットカード決済を行った日以降に定額積立の設定を解除した場合、同クレジットカード決済にて買付の対象となる定額積立は取消されません。翌日以降のクレジットカード決済及び定額積立が中止されます。

(申込内容の変更)

第8条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込内容の変更を行うことができます。

(届出事項の変更)

第9条 お客様は、当社又はクレジットカード会社への届出事項に変更があった場合は、速やかに各々の会社に届出るものとします。

(解約)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合(総合証券取引約款第53条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りません。)
- ③ 3回連続してクレジットカード決済ができなかった場合(お客様の責めに帰すべからざる事由による場合を除きます。)
- ④ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑤ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

(本約款の変更)

第11条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2023年2月)